食料自給率の向上と水田農業の明日

食料自給率４割

日本の食料自給率は、現在41％。この数字は主要先進国の中で最低の水準です。いま、私たちが食べている食物の約６割は海外からの輸入に頼っているのです。

しかし、世界的な人口の増加や、気候変動による農産物の不作など、世界の食糧事情は不安定な状況が続いており、食料自給率の低下は、私たちの食に大きな影響を与えることが想定されます。

水田農家の赤字経営と高齢化

一方、安価な輸入農産物は国内農業を圧迫しています。需要を上回る生産・供給により農産物価格が低迷し、特に近年の米価下落は、農業経営費の削減ペースを上回っています。稲作農業の担い手層の所得は、10年間で４割以上減少しており、農業経営を継続することが困難な状況です。

これは農業人口減少の大きな要因となり、平成２年に８５０万人いた就農者は、平成20年には４９０万人にまで落ち込んでいます。平均年齢は65歳と高齢化し、後継者が育っていません。

戸別所得補償モデル対策スタート！

こうした日本の水田農業を取り巻く課題に対応するため、農政の大転換ともいえる、新たな国の制度が始まりました。

米の需給調整を進めながら、自給率を向上させ、就農環境の整備を図る「戸別所得補償」の概要を紹介します。

戸別所得補償モデル対策

水田の稲作部分

米のモデル事業

米の需給調整（生産調整）を行いながら、コスト割れする水田農業の営農継続を支援し、次世代の担い手づくりを進める。

食料供給を担う農家が安心して農業を続けられるよう、慢性的な赤字部分を補い、再生産を支援するため、作付面積に応じた金額を国が交付します。

交付対象　米の需給調整を守る農家
交付単価　15,000円／10ａ
対象作物　主食用水稲
※国では10ａあたり15,000円のコスト割れと試算しています。

セットで実施

目的

事業概要

水田の転作部分

自給率向上事業

麦、大豆、米粉用・飼料用米等の作付けを拡大させ、水田を余すことなく活用して食料自給率を向上させる。

自給率向上のポイントとなる転作作物の生産農家に、主食用米を生産した場合と同水準の所得が得られるよう、転作作物の作付け面積に応じた金額を国が交付します。

麦・大豆・飼料作物	35,000円／10ａ
米粉用・飼料用米	80,000円／10ａ
そば、なたね、加工用米	20,000円／10ａ

米の再生産と自給率が向上する作物づくりが可能に！

どうして農家の所得だけが補償されるの？

食料は人が生きていく上で必要不可欠なものです。

食料の輸出国が輸出規制をした場合、私たちの日常生活に十分な食料を、輸入できなくなってしまうことも考えられます。食料を自国で生産すること、食料自給率を上げることは、とても大切なことです。

農業はこの食料を生産する産業です。しかし、米をはじめ農産物価格の低迷により、農家はコスト割れの生産を余儀なくされています。つまり、農業で生計を維持することが困難になっているのです。

また農産物の生産に伴って、国土、水環境が保全され、多様な生態系が維持されるなど、多くの恵みがもたらされます。

そのため、農業は守っていかなければならない産業、と位置づけられています。

国の新しい制度「戸別所得補償」は、米の生産コストと販売価格の差額の一部を補てんする制度です。

農家も生産を継続するために更なる低コスト化や、作物の高付加価値を図るなど、経営努力が必要となります。

『米余り』なのにどうして所得補償するの？

「戸別所得補償」は生産コストと販売価格の差額の一部を補てんする制度ですが、生産目標数量に従って米の作付けを行う農家に対して、その数量の範囲内で支払う仕組みです。数量を超えて生産する農家には支払われません。『余る米』には支払われないことになります。

戸別所得補償は、米価を安定させ、稲作農家の経営安定を図るとともに、自給率向上が望まれる作物への転換をねらう制度です。

～水田農家の皆さんへ～

戸別所得補償モデル対策加入申請受付中です

対象見込みの方には、ＪＡ秋田しんせいの各支店を通じて、加入申請書を配布・とりまとめしています。必要事項を記入のうえ、提出してください。

①米のモデル事業
対象品目　水稲共済加入の水稲
※未加入でも昨年、米の販売をした方は対象
対象者　米の需給調整（生産調整）実施者

②自給率向上事業
対象品目　▽麦、大豆、飼料作物▽米粉、飼料用米、ＷＣＳ米▽そば、なたね、加工用米▽その他作物（販売野菜、花き、景観作物）
※転作田での作付けに限ります。
◇　◇　◇　◇　◇
※①、②の対象と思われる方で、加入申請書がお手元に届いていない場合はお問い合わせください。

問合先　農林水産課　農業農村振興班☎38・4303

4ページで、にかほ市の水田農業施策を紹介します